

議案第13号

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「食事療養標準負担額」を「入院時食事療養標準負担額」に改め、同条に次の2項を加える。

7 この条例において「受給者」とは、市長から第5条の規定に基づき受給者証を交付される次条に定める対象者のことをいう。

8 この条例において「現物給付」とは、小学校就学の始期に達するまでの受給者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。）が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

第3条第1項中「有する」の次に「ひとり親家庭又は養育者家庭の」を加え、同条第3項中「対象」を「対象者」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 日本国内に住所を有しない者

第4条第1項各号列記以外の部分中「対象者」を「そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、受給者」に改める。

第5条第1項中「家庭に属する」を「ひとり親家庭又は養育者家庭の」に改め、同条第2項中「対象者でないと」を「受給者証を交付しないことを」に改める。

第6条中「受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第7条第2項中「市」を「市長」に改め、「受給者に代わってひとり親家庭等医療費を」を「規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療費を代わって」に改める。

第8条第1項中「変更」の次に「等」を加える。

第11条中「手段」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

ひとり親家庭等医療費支給事業について、県内現物給付が開始されたことにより、受給者等の定義規定を追加するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。